

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「要領」及び「配慮マニュアル」（素案）について意見や感想を伺ったところ、7件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方をお示しします。

意見提出期間	平成28年2月16日～平成28年2月24日
意見件数	2団体 7件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	案への反映
1	<p>マニュアル21ページ (5)知的障がいのある方の<主な特徴>に追加 ○言葉の発達や遅れがあり言葉でのコミュニケーションが苦手な方</p>	<p>知的障がいのある方の特徴として、言葉の発達の遅れ、コミュニケーションが苦手といったことがございます。このため、<主な特徴>の5つ目の項目として、「<u>言葉の発達の遅れによりコミュニケーションが苦手な方もいます。</u>」と追記します。</p>	原案の修正
2	<p>マニュアル21ページ ◎具体的に分かりやすい言葉でく りかえし説明します。に修正</p>	<p>分かりやすい言葉で説明することは、合理的な配慮と考えられます。 「◎具体的に分かりやすく説明する」を「◎具体的に分かりやすい<u>言葉で</u>説明する」に修正します。 「繰り返し」説明することは、一つ前の項目に掲げていますので、ここでは表記しないこととします。</p>	原案の修正
3	<p>マニュアル21ページ ◎穏やかな… 時に奇異な行動とありますが、具体例をのせるのはどうでしょうか。 急に大きな声、急に走り出す、無視したような態度、そっぽを向いて話す etc…</p>	<p>障がいの特性を理解する上で、具体例を示すことは有効です。 説明文中の「奇異な行動」の次に、「<u>(突然大きな声を上げる、急に走り出す、無視するような態度をとる、そっぽを向いて話すなど)</u>」を追記します。</p>	原案の修正

4	<p>マニュアル 22 ページ</p> <p>【自閉症】</p> <p>強制したり、ダメ出し、しつこくしたりするとパニックを起こす奇異な行動です。</p>	<p>障がいの特性を理解する上で、具体例を示すことは有効です。</p> <p>【自閉症】の説明文中の「～コミュニケーションの障がいがあります。」の次に、「<u>人に強制されたり、しつこくされたりすることへの抵抗が強く、</u>」を追記します。</p>	原案の修正
5	<p>全般</p> <p>「対応要領」及び「配慮マニュアル」の精神を尊重し、思いやりをもち心のこもった接し方を頂けるなら障がい者も安心安全に日常生活、社会生活が出来ることを実感出来ると思います。</p> <p>多種多様の障がいの特性を理解し接していくことは並大抵のことではないと思いますが、その為には毎日のいろいろな体験を研修の場で積み重ねて共有していくことが大切ではないかと思えます。又、職場の所属長の意識啓発が特に重要ではないかとも思えます。</p>	<p>この「対応要領」及び「配慮マニュアル」は、市の様々な機関で活用することを想定し、全職員が理解すべき基礎的な資料として作成したものです。今後、職員が活用していく中で、日々の対応についての市民の皆様からのご指摘や職員同士での気付きなどは、職員個人の対応力を高めるだけでなく、組織全体を高めることにつながるため、全庁的に共有化を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、新たに所属長となった職員を対象とした研修も行ってまいりたいと考えています。</p>	原案どおり
6	<p>対応要領の第7条</p> <p>職員に対し必要な研修とありますが、実習又は施設実習を行っていただけないものでしょうか。</p>	<p>実際に障がいのある方と接することは、障がいを理解する上で、とても重要です。</p> <p>市では、高齢者が日常的に直面する困難を体験するインスタントシニア研修や新採用職員への高齢者施設・障がい者施設等での実習体験研修を毎年行っており、手話や点字を学ぶ研修なども実施しています。今後も各施設のご協力をいただきながら、実施してまいりたいと考えています。</p>	原案どおり

7	<p>対応要領の第 6</p> <p>合理的配慮の具体例、カスタマー 上げ、パンフレットの位置、合わせ た速度で歩いたり等々、人として当 然な配慮なのは、このような例示 をしなくてはダメですか？</p>	<p>「対応要領」第 6 に掲載した例示は、 内閣府が示した対応要領に準じており、 同じ記述を採用しています。全職員に分 かりやすく理解させるため、例示してい ます。</p>	<p>原案どおり</p>
---	---	---	--------------